

姫路城皮革フェスティバル

出店に関する注意事項

1 本イベントに出店可能な方

- (1) 市内皮革組合（姫高皮革事業協同組合、御着四郷皮革協同組合、西姫路にかわ皮革産業協同組合）
- (2) 革製品の製造（加工）販売を行なっている市内のタンナー
- (3) 市内で革製品の製造（加工）または販売を行なっている市内事業者

2 本イベントで販売できる製品

- (1) 国内産の天然皮革を使用し、国内で製造・加工された皮革製品
- (2) サイズ 10 デシ以下の革素材（国内で製造・加工された革に限ります。）

※1 サイズ 10 デシ以上の革素材を販売できるのは、皮革組合に限ります。

※2 市内皮革組合以外の出店者（上記1(2)及び(3)）は、革素材のみの販売はできません。（皮革製品の販売が必須要件となります。）

なお、出店申込時には素材・製品の調達先が確認出来るもの（調達先が発行する納品書や請求書等の写し）を、また、出店者説明会時には国内産であることの誓約書を提出していただきます。

3 その他出店に関する注意事項

- (1) 出店に関し、「姫路の皮革」ロゴマークの使用許可が必要となります。出店申込時点で使用許可がない方については、出展申込に併せて、「姫路の皮革」ロゴマークの使用許可申請を行ってください。（ロゴマークの使用許可申請の詳細については、姫路皮革製品推進協議会事務局（兵庫県皮革産業協同組合連合会）079-285-3872 にてご確認ください。）
- (2) 出店に関し、第三者への名義貸しや出店権利の譲渡・貸与は固く禁じます。
- (3) 開催期間中の5日間とも、午前10時から午後5時まで必ず営業してください。一部の日、一部の時間帯のみの営業は認めません。
- (4) 注意事項の違反が判明した場合、又は、主催者からの指導が守れない場合、出店確定後であっても出店を取り消す、またはイベント当日であっても、販売を中止していただく場合があります。その場合、出店料の返還には応じません。